

「みなし労働制」
高裁も適用せず

添乗員が勝訴

添乗員に「事業場外
みなし労働制」は適用
されないとして、派遣
添乗員の豊田裕子さん
(54)が阪急トラベルサ
ポート(HTS、大阪
市)に未払い残業代な
ど計約112万円の支
払いを求めた訴訟の控
訴審判決で東京高裁は
14日、全額を認めた1
審判決を変更し約10
2万円に減額した。

制度は労働基準法で
定められており、会社
の指揮・監督が及ばず
労働時間の算定が困難
な場合に一定時間働い
たとみなされるが、判
決は1審同様に適用を
否定した。添乗業務を
巡る同種訴訟は1審の

結論が分かれており、
高裁段階での初判断。

豊田さんは「ほぼ主
張が肯定される結果で
うれしい」と話した。

福田剛久裁判長は
「旅行行程の指示書や、
添乗員が出発や到着時
刻を詳細に記載した日
報があり、添乗は労働
時間を算定し難い業務
に当たらない」とし、
記録が残っていない一
部のツアーを除く未払
い残業代を約51万円と
算定。労基法が制裁的
な意味合いで規定して
いる同額の「付加金」
も1審に続き認めた。

判決によると、HT
Sは07年3月～08年1
月、事業場外みなし労
働制の適用を理由に残
業代を払わなかった。